

さいたま市団体資源回収運動補助金交付要綱

平成13年5月1日 告示第73号

(趣旨)

第1条 この告示は、さいたま市団体資源回収運動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、さいたま市補助金等交付規則（平成13年規則第59号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「団体資源回収運動」とは、市民団体が自ら企画して資源物を定期的に回収する運動を通じて、団体活動の活性化及び資源物の有効利用を図る事業をいう。

2 この告示において「資源物」とは、次に掲げるもので、一般家庭から排出されたものをいい、事業者から排出されたものは、補助金の交付対象外とする。

- (1) 古紙類（新聞、段ボール、雑誌、牛乳パック等）
- (2) 瓶類（1.8リットル瓶、ビール瓶（633ミリリットル瓶に限る。）ただし、1.8リットル瓶は1本1キログラム、ビール瓶は1本0.7キログラムに換算する。）
- (3) 繊維類（古着、古布）
- (4) 空き缶（スチール缶、アルミ缶）
- (5) 金属類（鉄くず、アルミくず等）

3 この告示において「市民団体」とは、次に掲げる営利を目的としない団体をいう。

- (1) 自治会
- (2) P T A
- (3) 子供会
- (4) 福祉団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた団体

(補助金交付要件)

第3条 補助金の交付は、毎年1月から12月まで、前条第1項の事業を実施した団体で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 資源物の回収を市の収集業務に支障のない範囲内で、年4回以上実施したとき。
- (2) 総回収量が2,000キログラム以上のとき。

(補助金等)

第4条 補助金額は、回収量1キログラムにつき5円とし、毎会計年度の予算の範囲内で交付する。ただし、100円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 補助金の上限額は、前項の規定にかかわらず1市民団体につき100万円とする。
- 3 交付を受けた補助金は、実施団体の運営に要する経費に使用するものとする。
(団体の登録等)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「実施団体」という。)は、団体資源回収運動登録申請書(様式第1号)を毎年10月31日までに市長に提出し、登録を受けなければならない。

- 2 前項に規定する登録の内容に変更が生じたときは、速やかに団体資源回収運動登録変更届(様式第2号)を市長に提出するものとする。
- 3 団体資源回収運動を実施したこととなった実施団体は、団体資源回収運動登録抹消届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 実施団体の代表者は、団体資源回収運動補助金交付申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付し、毎年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 資源回収業者が発行した仕切伝票又は資源回収業者が納入した問屋の計量伝票、その他回収した資源を資源回収業者に引き渡したことを証する書類
- (2) 団体資源回収運動実績報告書(様式第5号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付申請を受けたときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請内容の適否を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは団体資源回収運動補助金交付決定通知書(様式第6号)により、交付しないものと認めたときは団体資源回収運動補助金不交付決定通知書(様式第7号)により実施団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと認めたときは、必要に応じ条件を付すことができる。

(状況報告)

第8条 実施団体は、市長から補助事業の遂行状況及び経費の收支等について報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(交付決定の取消し、補助金の返還)

第9条 市長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を実施団体の運営に要する経費以外に使用したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この告示に定める事項に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、変更又は取消しに係る補助金に関し、既に交付されているときは、

その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備)

第10条 実施団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、5年間保存しておかなければならぬ。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに合併前の浦和市ごみ減量（集団回収）運動補助金交付要綱（平成5年浦和市制定）又はごみ減量運動補助要綱（昭和56年大宮市告示第44号）（以下これらを「合併前の要綱」という。）の規定によりなされた申請、手続きその他の行為は、合併前の要綱の例による。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市資源回収団体奨励金交付要綱（平成2年岩槻市告示第80号。以下「編入前の岩槻市告示」という。）の規定により交付の決定がされた奨励金については、なお編入前の岩槻市告示の例による。

附 則（平成14年12月25日告示第1210号）

この告示は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日告示第245号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月13日告示第1081号）

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前のさいたま市ごみ減量運動補助金交付要綱の規定により団体の登録がなされた実施団体への交付決定、手続きその他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月28日告示第1029号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年2月25日告示第207号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第467号）

この告示は、公布の日から施行する。